

## 改正派遣法に基づくマージン率について

公益財団法人

栃木県シルバー人材センター連合会

益子町事務所

労働者派遣法23条第5条に基づき、令和4年度におけるマージン率を次のとおり  
公開いたします。

【マージン率の計算方法（小数点第2以下を四捨五入）】

マージン率 =  $\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$

派遣料金の平均額

派遣労働者の数	23人
---------	-----

派遣先の数	4 社
マージン率	24.10%
労働者派遣料金	9,630 円 (1 日 8 時間当たりの平均)
派遣期間中の派遣労働者の賃金	7,312 円 (1 日 8 時間当たりの平均)
教育訓練等に関する事項	安全衛生教育・接遇
派遣法第 30 条の 4 第 1 項に基づく労使協定の締結の有無	無
待遇決定方式	派遣先均等・均衡方式
マージン率の内訳	労災保険料 年次有給休暇賃金 事業運営費